

2023年3月28日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役専務執行役員 藪下貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

**Yamauchi-No. 10 Family Office が主張する当社のガバナンス上の「問題点」・「疑惑」
に関する事実関係について**

合同会社 Yamauchi-No. 10 Family Office 及び WK 1 Limited が 2023 年 3 月 6 日に行った当社に対する臨時株主総会の招集請求に際して、YF0 らは、同年 3 月 3 日付けプレスリリース(以下「3 月 3 日付け YF0 らプレスリリース」といいます。)において、当社にガバナンス上の「問題点」・「疑惑」があるとの主張を行っています。

しかしながら、当社の 2023 年 3 月 10 日付けプレスリリースでお知らせしましたとおり、YF0 らが主張する「問題点」・「疑い」はいずれも事実と反しています。従前より、YF0 らは、一方的に事実関係を歪曲化した記載や誤解を生じさせる内容を含むプレスリリースを繰り返し公表していますが、3 月 3 日付け YF0 らプレスリリースにおける YF0 らの主張はこれを繰り返すものであり、YF0 らの主張する「問題点」・「疑い」について、何らの具体的な根拠も示しておらず、当社と YF0 らとの間の長時間に及ぶ口頭での遣り取りの一部分を本来の文脈とは異なる形で、かつ自己に都合の良いように一方的に切り取って羅列しているものです。

当社は、当社株主その他市場関係者の皆様に適切な情報開示を行う観点から、3 月 3 日付け YF0 らプレスリリースの「3. 請求者らが把握している問題点・本調査により解明する必要がある事項」に列挙された各事項について、別紙のとおり、当社の認識する具体的な事実関係をお知らせいたします。

別 紙

1. インフロニアによる公開買付けに対する当社取締役会の賛同表明のプロセスについて

- (1) 公開買付者であるインフロニアと当社又はその役員との間で、当社の役員がインフロニアへ経営参画する旨の約定(密約)が存在したにもかかわらず、これを意図的に開示せず
に隠蔽したという「疑惑」について【3月3日付け YF0 らプレスリリース 3. (1) (ア) (6 頁)】

YF0 らは、当社事務局から上記の「密約」があったことを示す発言があったと主張するところ、当該発言は、2022年4月27日に行われた YF0 らと当社との面談における発言を指していると推測されます。

しかしながら、当該発言は、インフロニア・ホールディングス株式会社(以下「インフロニア」といいます。)が当社に対して行った公開買付け(以下「インフロニア TOB」といいます。)の協議の際に、インフロニアの事務局と当社事務局との間で、インフロニア TOB が成立した後の両社の協業の方法の一つとして、当社の取締役1名がインフロニアの取締役となって経営に携わるという方法を、あくまで事務局間レベルでの一つの案として検討していたことに言及したものです。また、当然のことながら、会社と特定の役員との間で何らかの事項が合意されたものではありません。当社又はその取締役とインフロニアとの間には何らの法的合意も存在せず、当社は YF0 らに対して当社又はその取締役とインフロニアとの間に法的合意が存在する旨を伝えたこともありません。YF0 らは、当該発言を本来の文脈とは異なる形で、かつ自己に都合の良いように一方的に切り取って主張しているに過ぎません。他方、当社は、当然のことながら、金融商品取引法の定めに従い、弁護士等の外部専門家の確認も経て、インフロニア TOB に関して公表すべき事実を2022年3月24日付け意見表明報告書及びその後の訂正報告書に適正に記載して提出しています。

このように、YF0 らが主張する上記の「密約」は存在せず、意見表明報告書に記載しないで済むように書面による合意はしなかったという事実も存在しません。

- (2) インフロニアと上記約定(密約)を取り交わしていたとされる取締役が、インフロニア TOB への賛同表明・応募推奨の意思決定プロセスを主導し、一般株主及び会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を優先した意思決定が推し進められていたという「疑惑」について【3月3日付け YF0 らプレスリリース 3. (1) (イ) (7 頁)】

上記の「疑惑」については、そもそも「疑惑」の前提となる「密約」が存在しないことは上記(1)のとおりです。これに加えて、YF0 らは、書面ではなく口頭による「密約」があったと主張していると考えられますが、インフロニアは会社法上の指名委員会等設

置会社であり、同社の取締役は、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会において、同社により開示済みの厳格な手続を通じて候補者が決定された上で、最終的に同社の株主総会によって選任されるのであって、仮にそのような口約束があったとしても、取締役に就任することが保証されたとはいえません。上場会社の取締役(しかも、仮に YF0 らの主張に従ったとしても、そのような「密約」で自身の地位が保全される当社の取締役はわずか1名に過ぎません。)が、そのような口約束のために、会社を身売りすることに漫然と賛同するような行動を取るという推測は著しく不合理です。そのような口約束のために、当社取締役が会社の利益を害し、自己又は第三者の利益を優先しようとしたという主張は、単なる憶測の域を出るものではありません。

当社がインフロニア TOB に賛同したのは、取引の公正性を担保するために設置された特別委員会の、インフロニア TOB の目的が正当かつ合理的であり、手続の公正性や少数株主(一般株主)の利益への十分な配慮がなされていると認められ、取引条件の公正性及び妥当性も確保されている旨の答申を踏まえたものであって、「密約」なるものがあつたからでも、「密約」をした取締役が推し進めたからでもありません。これに対して、YF0 らが主張する「疑惑」を裏付ける客観的証拠は何ら示されていません。

(3) インフロニア TOB において、第三者による不適切な圧力の下で、当社取締役による自己又は第三者であるインフロニアの利益追求を優先した意思決定プロセスにより、本来は一般株主が享受すべき利益を不当に阻害したという「疑惑」について【3月3日付け YF0 らプレスリリース 3. (1) (ウ) (7~8 頁)】

YF0 らは、前田建設工業株式会社(以下「前田建設」といいます。)が前田道路株式会社(以下「前田道路」といいます。)を子会社化した際の経緯を引き合いに出し、当社の取締役も前田道路の取締役らと同様に一掃されるおそれがあつたことを認識していたはずであるとして、自己保身を図る観点からインフロニア TOB に敵対しないようにする動機があつたと主張しています。しかしながら、当社は上記取引の当事者ではなく、当社の取締役はその経緯を詳しく知っているものではありません。当社の取締役が一掃されるおそれがあることからインフロニア TOB に賛同したという事実は、一切ありません。

また、YF0 らは、インフロニア TOB において、取引条件の検証が十分に行われなような極めて短いスケジュールが組まれたと主張していますが、インフロニアや当社取締役会が、取引条件等の検証も含めインフロニア TOB に関する検討を短期間で実施することが可能であつたのは、当社とインフロニアには、インフロニアの完全子会社である前田建設と当社との間の約20年以上に亘る資本業務提携関係により、相互の事業内容に関する深い理解が存在し、かつ、2020年頃、当時の前田建設らとともに、共同株式移転により持株会社を設立した上で当社や前田建設を含む上場会社4社を子会社として統合する組織再編を検討した際にデュー・ディリジェンス等も既に実施して

いたからです。

さらに、YF0 らは、当社事務局からスケジュールの完了期間が予め決まっていたとの説明を受けた等とも主張していますが、そのような事実はなく、当社事務局は、スケジュールの目安として特定のターゲットとする時期があった旨を述べたに過ぎません。M&A の実務において、取引実行のターゲット時期を予め設定した上で手続を進めることは当然であり、YF0 らは、当該発言を本来の文脈とは異なる形で、かつ自己に都合の良いように一方的に切り取って、あたかも当社の取締役が自己保身を図っていたかのような説明を受けたと主張しているものです。

加えて、YF0 らは、何らの根拠もなく、当社がインフロニア TOB の公開買付価格を引き上げる十分な交渉を行わなかったと主張していますが、2022 年 4 月 27 日の第 1 回目の面談において当社が YF0 らに対して伝えているように、実際には公表日直前まで価格交渉を行っていたのであって、YF0 らの主張は事実と反します。

以上のように、YF0 らが主張している不適切な圧力は何ら根拠がありません。当社取締役会は、インフロニア TOB に関する検討に際し、弁護士等の外部専門家の助言も踏まえ、独立社外取締役及び社外有識者から構成される特別委員会を設置する等、「公正な M&A の在り方に関する指針」を参照し、同種の取引で講じられているものと同等の公正性担保措置を講じた上で、賛同意見を決議しており、当社の取締役が自己又は第三者であるインフロニアの利益追求を優先したことはありません。

2. 当社の第 100 回定時株主総会での議案提案のプロセスについて

- (1) **インフロニアとの間で経営参画の約定(密約)を取り交わしていたとされる当社の取締役が、対抗提案である YF0 らの買収提案に対する「買収防衛策」の導入の意思決定、及び、株主総会への取締役選任議案の提出を主導して、一般株主及び会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を優先した意思決定が推し進められていたという「疑惑」について【3 月 3 日付け YF0 らプレスリリース 3. (ア) (9 頁)】**

まず、上記 1. (1) のとおり、YF0 らが主張する経営参画の「密約」は存在しません。当社が 2022 年 5 月 24 日付けプレスリリースにて公表した「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド(WK 1 Limited)らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針(Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策)」(以下「本件対応方針」といいます。)の導入については、同年 5 月 24 日に当社取締役会において本件対応方針の導入議案が決議された際、独立社外取締役 2 名を含む取締役全員の賛成を得ていたほか、独立社外監査役 2 名を含む監査役全員からも、本件対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件に同意を得ていました。特定の

取締役が本件対応方針の導入を主導したという事実は存在しません。

また、当社取締役会は、取締役の指名等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するために、取締役会の下に、代表取締役及び独立社外取締役から構成される役員指名・報酬委員会を設置しています。そして、2022年6月の定時株主総会に付議する取締役候補者は、東京証券取引所に対して2021年12月17日付けで提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載のプロセスに則り、役員指名・報酬委員会(当時の構成は、代表取締役2名及び独立社外取締役2名)で協議の上、決定されています。このように、当社においては、取締役候補者の選定に際して独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制が採られています。

(2) YF0らの買収提案を阻止する前提で恣意的に買収防衛策の導入が決定されたという「疑惑」について【3月3日付けYF0らプレスリリース3.(2)(イ)(9頁)】

YF0らは、当社代表取締役社長が、本件対応方針の導入前に、第三者に対して、インフロニア TOB 以外の提案を受け入れるつもりはないと述べていた「疑惑」があると主張しています。

しかしながら、そのような発言自体存在せず、YF0らの主張は何らの根拠にも基づかないものです。そもそも、本件対応方針は、YF0らが2022年5月18日に当社に対して行った公開買付けの申込み(以下「本件 TOB 申込み」といいます。)につき、①事前に具体的な説明を全く行わず、書簡及び面談で行っていた協議の流れを無視して、当社に対し何らの事前通告もなく一方的に公表したこと、②当社からの再三に亘る情報提供要請にもかかわらず十分な説明が全くなされず、不誠実な協議姿勢が続けられていたこと、③YF0らが、当社に対し、2022年6月末までの間に本件 TOB 申込みを受け入れるか否かを一方的に迫るといった不当な圧力をかけた提案を行っていたこと等から、当社取締役会が適切な判断を行うための時間と情報を確保することを目的として導入したものです。本件 TOB 申込みを合理的な理由なく阻止することが本件対応方針の真の目的であったという事実は存在しません。また、特別委員会から YF0らのコンプライアンス上の懸念が示されていたことも、本件対応方針の導入理由の一つです。

(3) 当社の買収防衛策の導入の判断及び取締役候補者の選定においてインフロニア等の第三者の不当な関与があったという「疑惑」について【3月3日付けYF0らプレスリリース3.(2)(ウ)(9~10頁)】

当社取締役会による本件対応方針の導入の判断及び取締役候補者の選定に際して、インフロニア等の第三者による不当な関与は存在しません。

YF0らは、インフロニアが、本件 TOB 申込みの実現を阻止するために、当社をし

て、買収防衛策に強みを有する法律事務所や直前までインフロニアが起用していた PR アドバイザーを起用させた、又は、そのような働きかけを行った等の「疑惑」があると主張しています。

しかしながら、実際の法律事務所及び PR アドバイザーの選定の経緯は、当社が、M&A、コーポレート・ガバナンスその他の企業法務において実績がある法律事務所を選定し、PR アドバイザーは同法律事務所の助言に従って選定したというものです。インフロニアが不当な関与や働きかけを行った事実は一切存在しません。また、YF0 らが主張する、インフロニアが本件 TOB 申込みの実現を阻止するために当社に対する指示又は働きかけを行ったという事実はありません。当社は、YF0 らから受領した書簡を共有するようにインフロニアから指示されたこともありません。

また、YF0 らは、(a)2016年まで前田建設の取締役であり同年から当社取締役であった者を 2022 年 6 月下旬付けで当社顧問とする人事、及び、(b)同年 3 月末まで前田建設の執行役員、その後同社の顧問であった者を同年 7 月 1 日付けで当社専務執行役員とする人事を巡って、当社がインフロニアから影響力を受けており、インフロニアと当社との間で、当社の第 100 回定時株主総会において、インフロニアが当社の現任取締役の再任議案及び本件対応方針議案に賛成するという「密約」があった「疑惑」があると何らの根拠もなく主張しています。

しかしながら、上記の各役員人事は、当社と長年に亘って資本業務提携関係にある前田建設の出身者に関して行われてきた、役員の定年等の関係による通例の人事異動であり、当社がインフロニアから影響を受けていたという事実はありません。また、当然のことながら、インフロニアが現任取締役の再任議案及び本件対応方針議案に賛成するという「密約」なるものは存在しません。

3. YF0 らによる当社の非公開化の提案を含む対抗提案に対する当社の検討・意思決定過程について

- (1) インフロニア TOB に対する当社の検討と比較して、本件 TOB 申込みについてのみあからさまに不公正・不適切な差別的対応を行うことで、一般株主及び会社の利益を犠牲に当社の取締役自ら又は第三者の利益追求を優先した意思決定プロセスにより、当社が、一般株主にとって魅力的な公開買付価格で応募する機会を株主から奪っているという「疑惑」について【3月3日付け YF0 らプレスリリース 3. (3) (ア) (10~13 頁)】

YF0 らの主張は以下の①乃至⑩のとおりですが、以下のとおり、当社は本件 TOB 申込みについてインフロニア TOB と比較して不公正・不適切な差別的対応を行っておらず、当社において、一般株主及び会社の利益を犠牲として当社の取締役自ら又は第三者の利益追求を優先した意思決定プロセスを経たなどという事実は全く存在しませ

ん。

- ① 公開買付者であるインフロニアと当社又はその役員の間で、当社の役員がインフロニアへ経営参画する旨の約定(密約)が存在したにもかかわらず、これを意図的に開示せずに隠蔽したという主張

上記1(1)のとおり、YF0 らが主張するインフロニアへの経営参画の「密約」は存在しません。

- ② 当社代表取締役社長の意向のみにより当社の意思決定が行われていることが疑われるとの主張

YF0 らは、当社事務局による「武澤に全権委任をしている」「武澤が全部権限を持っている」等の発言を受けて上記主張を行っていますが、YF0 らは、長時間に及ぶ口頭での遣り取りの中から、当該発言を本来の文脈とは異なる形で、かつ自己に都合の良いように一方的に切り取って主張しています。当該発言は当社代表取締役社長の優れた資質・能力や、経営トップとしてリーダーシップを発揮していることを示そうとしたものに過ぎません。当社の取締役会では、社外取締役を含め活発に議論がなされており、当社代表取締役社長の意向のみにより当社の意思決定が行われているという事実は存在しません。

- ③ 当社事務局は、270 日以上にも亘り、対抗提案の検討すら開始せず、YF0 らに対してだけ、海洋土木事業を営んでいる企業(マリコン)以外が当社を非公開化した場合、公共事業の受注が得られなくなり、当社の事業が立ち行かなくなるとの主張を繰り返し、YF0 らに当社買収提案を断念させることを図ったとの主張

当社は、本件 TOB 申込みを受けて以降、一貫して本件 TOB 申込みについて真摯に検討を行っています。

当社は、YF0 らに対し、(a)当社の経営の基盤である海上工事においては、公共事業として入札手続を伴うものが大部分を占め、また、港湾・国防に関わるものも多いところ、当社がこれらの工事を安定的かつ継続的に受注できているのは、これらの工事を受注するために不可欠な、法令遵守及び機密情報の厳重な管理体制を構築し運用してきたことが一つの大きな要因であること、また、(b)海上工事は当社一社だけで実施できるものではなく、その実施に当たっては、協力会社、共同企業体構成会社、地域の関係者等の様々なご関係者との協働が不可欠であるところ、当社がこれまでこれらの工事を受注し施工できている理由として、当社が関係者から厚い信頼を得て良好な関係を維持していることも挙げられ

ると考えていること等を丁寧に説明しました。このような当社の経営の基盤の説明は、YFO らの本件 TOB 申込みを断念させることを図って行ったものではなく、海上工事を主たる事業としていく上で不可欠の経営基盤が何かということ、YFO らの求めに応じて説明したものに過ぎません。

- ④ 当社代表取締役社長が、機関決定も経ないままに、本件 TOB 申込みには賛同できない旨の書簡を山内氏に交付したとの主張

当社代表取締役社長が、機関決定を経ずに本件 TOB 申込みには賛同できない旨の書簡を一般社団法人 Yamauchi-No. 10 Family Office の代表理事である山内万丈氏(以下「山内氏」といいます。)に交付したのは、そのような書面を交付するようにとの山内氏からの再三に亘る強い要請を受けたためです。すなわち、2022年11月14日の第3回目のトップ面談において、山内氏より、当社代表取締役社長に対して、同月末日頃を目途として当社から折衷案の提示を行うよう要請されたことに対して、当社代表取締役社長から、それまでに第三者委員会や取締役会を経た判断をすることはできないことを伝えました。それにもかかわらず、山内氏から、そのような手続を踏んだ正式な提案ではなくその時点での当社の代表取締役社長・事務局の「気持ち」を連絡することで良いので是非とも提出して欲しいという強い要請を受けたため上記書簡を交付しました。このように、上記書簡の交付は、当社の機関決定を経ていない足許の協議状況を踏まえた当社事務局の「案」として提示することについて、山内氏の再三に亘る強い要請に応じて行われたものです。

- ⑤ 当社が、インフロニア TOB に際して、対抗的な提案が複数出てきた途端に、合理的な理由なくそれらの提案の検討を拒絶したとの主張

当社は、YFO らから本件 TOB 申込みを受けて以降これまでの間、そもそも第三者から対抗提案を受けたことはなく、本件 TOB 申込みについて一貫して真摯に検討を行っており、YFO らの主張は事実と反します。

- ⑥ 開示書類上、インフロニアが、インフロニア TOB に際して、買収後の詳細な事業計画を当社に対して提出したとの記載は一切ないにもかかわらず、YFO らに対しては詳細な事業計画及び定量的な分析を提出することを要請しているとの主張

当社は、インフロニアに対して、インフロニアの提案を評価するために必要な情報の提供を要請し、インフロニアから当該評価に十分な情報の提供を受けました。YFO らとインフロニアの提案内容は同じではなく、また、当社とインフロニ

アには、インフロニアの完全子会社である前田建設と当社との間の約 20 年以上に亘る資本業務提携関係の下、建設事業を営む会社としてそれぞれの強みを持つ事業を相互に活用する取組みを行ってきたという背景があります。加えて、当社と何ら取引関係や資本関係もなく、建設事業との関わりや当該事業を営む能力の有無も全く不明な YF0 らとインフロニアとでは、当社がはじめから持ち合わせている情報についても大きな格差があります。そのため、YF0 らとインフロニアの提案の評価に必要な情報は同程度ではないことは当然です。

- ⑦ YF0 らは、経営方針・企業価値向上策に加え、当社の基盤維持のための具体策の提案、当社の個別の課題に対する具体的戦略施策を含む説明資料、価値創出プランにより想定される当社の企業価値へのインパクトの提示を行っているとの主張

当社取締役会としては、YF0 らの企業価値向上策を定量的に評価するとともに、YF0 らの企業価値向上策が当社の財務体質・キャッシュフローに及ぼす影響や、YF0 らが提案する超長期的視野に基づく柔軟な大型投資に関する投資計画の具体的内容を評価する必要があります。そして、そのためには、YF0 らの想定投資期間における各期の(a)貸借対照表、(b)損益計算書、及び(c)買収資金の調達・返済・回収、設備投資、M&A・投資等の投資計画とそのため資金調達も含めたキャッシュフロー計算書の見込み等の情報が必要となります。

しかしながら、YF0 らからは、未だにこれらの情報の一部(YF0 らの「企業価値向上プラン実行により想定されるインパクト」が記載された 2023 年 1 月 24 日付け「経営方針・企業価値向上策(案) 貴社個別の課題に対する戦略的施策及び価値創出プランにより想定される企業価値へのインパクト」と題する書面に記載された同経営方針案による当社の連結営業利益の想定増加額及び YF0 らが更に当社の企業価値向上にインパクトがあると考えている経営課題)しか提供されていないため、当社は、未だ検討に十分な情報を受領できていません。

- ⑧ 本件 TOB 申込みについて 270 日以上に亘って特別委員会すら設置されなかったとの主張

当社取締役会は、2022 年 5 月 23 日以降、YF0 らに対して、本件 TOB 申込みに賛同するか否かを判断するために必要な情報の提供を再三依頼してきたにもかかわらず、当該情報の提供を受けられていません。そもそも、当社は、本件 TOB 申込みに先立つ 2022 年 4 月 27 日の時点で既に YF0 らに「質問事項」を送付し、当社が YF0 らの完全子会社として非公開化された場合に YF0 らが想定している当社の事業計画(財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策を含みます。)を具体的に説明するよう、再三に亘り要請してきましたが、それから 330 日以上

も経過した本日時点においても YF0 から回答されていない状況が続いています。このような状況を踏まえ、既に YF0 から提供を受けている情報に限定してでも、当該情報に基づき本件 TOB 申込みについての検討を可能な限り進めることが当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の利益の確保・向上に資すると判断し、2023 年 2 月 14 日、本件 TOB 申込みについての検討を可能な限りで進めることを決定しています。そして、これに伴い、本件 TOB 申込みについての当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、同日、特別委員会を設置することを決議したものです。以上の経緯からも明らかなおり、特別委員会の設置がこのタイミングとなったのは、ひとえに、YF0 から必要な情報の提供が受けられなかったことが原因です。

なお、当社としては、従前から資本業務提携関係のあるインフロニア(前田建設)と異なり、独立の第三者である YF0 らとの間で買収に関する交渉をするに際して、交渉の初期段階から独立社外取締役等から構成される特別委員会を設置しなければならないものではないと考えています。

⑨ 当社が、本件 TOB 申込みについて関係機関への説明を行っていないとの主張

当社取締役会は、本件 TOB 申込みを目下検討中であるところ、YF0 から十分な情報が提供されないことが原因となって、YF0 らの企業価値向上策が当社の経営にもたらす影響の評価・検討を完了できていません。そのため、現段階では、そもそも本件 TOB 申込みの詳細について当社の監督官庁に説明する状況に至っていません。

⑩ 他のプライベート・エクイティ・ファンドから当社に非公開化の提案があったが、断った旨の説明を当社事務局から受けたとの主張

当社は、YF0 から本件 TOB 申込みを受けて以降これまでの間、第三者から、当社の非公開化に関する対抗提案を受けたことはありません。当然のことながら、当社は、このような提案を受けた場合には、真摯に検討を行う所存です。

⑪ 当社がインフロニア TOB の際にインフロニアに提供したと思われる「財務 3 表の連結モデル」を YF0 らに提供しておらず、貸借対照表の計画値についても意図的に隠していたとの主張

当社はインフロニアに対しても「財務 3 表の連結モデル」を提供しておらず、このような主張は事実と反しています。むしろ、当社は、YF0 らに対しては、一般

的な M&A の実務慣行に沿って、損益計算書の計画値を提供し、さらに、YF0 らの強い要望に応じて、貸借対照表の計画値を作成して提供する等、十分な情報を提供しました。なお、当社は、2022年9月13日に、YF0 らに対し、当社において、連単倍率が低いこともあり、損益計算書以外の連結モデルの詳細な計算書類を作成していないことも伝えています。

(2) 不適切な対応、説明又は圧力があり、本件 TOB 申込みを断念させる又は拒絶することを意図していたという「疑惑」について【3月3日付け YF0 らプレスリリース 3. (3) (イ) (13 頁)】

以下の①乃至③のとおり、当社が不適切な対応、説明を行った又は圧力をかけたという事実は存在せず、当社が本件 TOB 申込みを断念させる又は拒絶することを意図していたという疑惑も存在しません。

- ① 「マリコン以外の会社が東洋建設を買収して、非公開化した場合、公共事業の受注が得られなくなり、東洋建設の事業が立ち行かなくなる」との主張を当社が行ったとの主張

当社取締役会は、いわゆる「マリコン」ではないインフロニアが行ったインフロニア TOB に際して賛同の意見を表明しており、「マリコン以外の会社が東洋建設を買収して、非公開化した場合」に「経営の基盤」が崩壊すると主張した事実はありません。YF0 らのこのような主張は、YF0 らが未だ当社の「経営の基盤」について全く理解していないことを明らかにするものです。

- ② 交渉経緯が開示されることによって、当社のガバナンス上の重大な問題点が露呈してしまうため、都合の悪い情報を株主から隠そうと、当社が YF0 らに圧力をかけたとの主張

YF0 らは、2022年12月13日、当社及び YF0 ら間の 2022年8月26日付け秘密保持契約(以下「本件秘密保持契約」といいます。)締結後の事務局間協議やトップ面談の内容に関する記載を含むプレスリリースを一方的に公表しました。これらの記載は、本件秘密保持契約の対象である「協議の内容」に該当します。したがって、YF0 らによる上記プレスリリースの開示は、本件秘密保持契約上の秘密保持義務に違反するものです。

当社は、このように、YF0 らが本件秘密保持契約に違反したため、これについて警告したものです。契約上の義務の遵守を求めるのは当然のことであって、また、当社は、都合の悪い情報を株主から隠そうとの意図は全く持っていません。

- ③ YF0 らが買収提案を取り止めなければ YF0 らの信用に傷をつけることを当社が示唆し、不当な圧力をかけるような不適切な発言を行ったとの主張

YF0 らが主張する上記発言は、2022 年 10 月 31 日に行われた当社事務局の発言を指していると推測されます。当該発言は、同年 11 月 2 日のトップ面談の設定に当たり、トップ面談の内容を効果的なものとするべく、面談目的の設定をしたい旨を YF0 ら事務局に対して電話にて依頼したところ、「事務局からはお伝えできない」、「山内から直接お伝えする」として面談目的の設定を拒絶されたため、「面談の目的を設定しないと、トップ面談がうまくいかず、2022 年 6 月の本件対応方針を巡る応酬の再来になりかねない。そのようなことになった場合には、YF0 らが行っているフィランソロピー事業に影響が出るかもしれないし、当社としてもそのようなことは望んでいない」旨を伝えたものです。

以上の発言の経緯のとおり、当該発言は、2022 年 6 月のような両者間でのプレスリリースの応酬は YF0 らの不利益となることを憂慮して行ったものであって、当社が、YF0 らに対し、不当な圧力をかけるために行ったものではありません。

(3) 本件 TOB 申込みを拒絶するための上辺だけの理由を取り繕うための行動がとられたという「疑惑」について【3月3日付けYF0らプレスリリース3.(3)(ウ)(13~14頁)】

以下の①及び②のとおり、当社が本件 TOB 申込みを拒絶するための上辺だけの理由を取り繕うための行動をとったことはありません。

- ① 当社事務局から、「そのような理由(基盤崩壊論)は、不賛同ないしは反対表明の理由として開示できないため、何らかの『他の理由』を作って開示しなければならない」等、本件 TOB 申込み賛同しないために、他の上辺だけの理由を取り繕うことを示唆した言動があったとの主張

上記(1)③のとおり、(a) 当社の経営の基盤である海上工事においては、公共事業として入札手続を伴うものが大部分を占め、また、港湾・国防に関わるものも多いところ、当社がこれらの工事を安定的かつ継続的に受注できているのは、これらの工事を受注するために不可欠な、法令遵守及び機密情報の厳重な管理体制を構築し運用してきたことが一つの大きな要因です。また、(b) 海上工事は当社一社だけで実施できるものではなく、その実施に当たっては、協力会社、共同企業体構成会社、地域の関係者等の様々なご関係者との協働が不可欠であるところ、当社がこれまでこれらの工事を受注し施工できている理由として、当社が関

係者から厚い信頼を得て良好な関係を維持していることも挙げられると考えています。YFO らが挙げる上記の発言は、このような情報は守秘性が高いセンシティブな情報を含むものであり、開示することによって関係者へも影響が及ぶことが想定されたため、それを詳細まで詳らかに公開情報として開示することがためらわれるという趣旨で当社事務局より行われたものです。

また、YFO らは、上辺だけの理由を取り繕うことを示唆した言動があったと主張しますが、そのような言動は存在しません。これも上記(2)①の主張と同様、YFO らが未だ当社の経営の基盤について全く理解していないことを明らかにするものです。

- ② 当社の情報提供要請や特別委員会の設置について、本件 TOB 申込みに賛同しないための上辺だけの理由を取り繕うための検討プロセスを 2023 年 2 月になって開始したとの主張

当社は 2022 年 5 月頃から一貫して、YFO らに対して、本件 TOB 申込みに必要な情報の提示を依頼しています。上記(1)⑧のとおり、特別委員会の設置がこの時期となったのは、ひとえに、YFO らから必要な情報の提供が受けられなかったことが原因であって、本件 TOB 申込みに賛同しないための上辺だけの理由を取り繕うための検討プロセスを 2023 年 2 月になって開始したという YFO らの主張は事実には反します。

- (4) 当社取締役会は、当社事務局らからの報告が誤ったものである可能性について認識しているにもかかわらず、漫然と当該事務局らからの報告に基づいた議論、意思決定及び開示を行っているという「疑惑」について【3 月 3 日付け YFO らプレスリリース 3. (3) (エ) (14~15 頁)】**

YFO らは、当社代表取締役社長や事務局から取締役会に報告されている情報・事実認識が誤っていると主張していますが、そのような事実はありません。当社代表取締役社長や事務局は、正しい事実認識に基づいて、取締役会に正確に情報を報告しています。

以 上